

町 有 財 産 貸 付 契 約 書 (案)

益城町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、町有財産の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付財産）

第2条 甲は、その所有する次の財産（以下「貸付財産」という。）を乙に貸し付ける。

- (1) 所 在：益城町大字宮園702
- (2) 名 称：益城町役場庁舎
- (3) 面 積：約1㎡
- (4) 使用部分：別図のとおり

（使用目的）

第3条 乙は、貸付財産を自動販売機設置場所として自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年5月1日から令和11年9月30日までとする。

2 前項の期間は、更新しないものとする。

（貸付料の金額及び支払）

第5条 貸付料は、年額 金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）とする。

2 貸付期間が1年に満たない場合又は貸付期間に1年未満の端数がある場合は、前項の年額貸付料を基礎として月割計算により算出した額（1円未満の端数切り捨て）とする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、次に定めるところに従って納入するものとする。

区 分	納 入 金 額	納 入 期 日
令和8年度分納入分	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)	令和 年 月 日
令和9年度分納入分	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)	令和 年 月 日
令和10年度分納入分	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)	令和 年 月 日
令和11年度分納入分	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)	令和 年 月 日

（遅延利息）

第6条 乙は、貸付料を前条に定める期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第7条 乙は、この契約の締結までに、契約保証金として金（貸付料総額の10パーセント以上）円を甲に納付しなければならない。ただし、益城町財務規則第81条の規定に基づき、甲が契約保証金の全部又は一部の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第14条第1項の違約金及び第16条第2項の損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約の義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約不適合)

第8条 乙は、この契約締結後、貸付財産に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、貸付財産を転貸し、若しくは賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(自動販売機の設置、運営及び管理)

第10条 乙は、自動販売機の設置、運営及び管理について、「令和8年度益城町役場庁舎自動販売機設置者募集要項」（以下「募集要項」という。）の内容を遵守し、安全面及び衛生面に十分配慮しなければならない。

(現状変更)

第11条 乙は、貸付期間の途中で自動販売機の入替えをしようとするときは、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

(管理義務及び修繕義務等)

第12条 乙は、貸付財産を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、貸付財産の修繕義務を負わないものとし、貸付財産の維持保存、改良その他の行為に要する費用は、全て乙の負担とする。

(滅失又は毀損の報告)

第13条 乙は、貸付財産の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(違約金)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払う。

(1) 甲の承認を得ずに第3条又は第9条に違反したとき。 貸付料の年額の3割に相当する金額

(2) 第11条又は前条に違反したとき。 貸付料の年額の1割に相当する金額

2 前項の違約金は、第16条第2項に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の貸付期間にかかわらず、この契約を解除することができる。

- (1) 甲において、貸付財産を公用若しくは公共用に供するとき又は甲が特に必要と認め貸付財産を必要とするとき。
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) この契約に係る募集要項に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明らかになったとき又は応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- (5) 乙又は乙の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が乙の行う事業に関し法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
- (6) 乙又は乙の使用人が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

※（法人の場合は、（3）以下は次のとおり記載する）

- (4) 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - (5) 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が乙の行う事業に関し暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
 - (6) 乙の役員又は使用人が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- 3 乙は、乙の都合によりこの契約を解除する場合は、解除を希望する日の少なくとも3か月前までに甲に対して書面でその旨を申し出なければならない。

(損害賠償)

第16条 前条の規定によるこの契約の解除によって生じた乙の損失については、甲は、なんらその責めを負わないものとする。

- 2 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当

する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

- 3 乙は、明らかに甲の管理のかが認められる場合を除き、乙の管理下にある自動販売機に起因する事故、故障等を原因とする第三者へ与えたいかなる損害についても賠償する責に任ずるものとする。この場合において、乙の過失の有無を問わないものとする。

(契約保証金の返還)

第17条 契約保証金は、乙がこの契約に基づく義務の履行を終わったときに返還するものとする。ただし、乙が貸付料その他の支払いを怠ったときは、甲は、契約保証金をもってその弁済に充当することができる。

(原状回復義務)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第15条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、乙の費用で原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

(貸付料の返還)

第19条 既納の貸付料は、乙の都合により借受けを取りやめた場合又は乙の責めに帰すべき事由により貸付けの取消し若しくは変更をした場合には、返還しないものとする。ただし、甲の都合により貸付けの取消し又は変更をした場合その他特別の理由があると認める場合は、未經過期間に係る貸付料の全部又は一部を返還するものとする。

- 2 前項の返還金の計算は経過した最後の月までの月割りで算定し、差額分を乙の請求をもって返還するものとし、利息は付さないものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
益城町
益城町長 西村 博則

乙